週休2日制工事における事務手続フロー 発注者指定型 当初設計積算 (4週8休以上(月単位)の補正) 注意:補正係数については、工種等により異なります。 発注段階 ● 入札公告及び特記仕様書に『発注者指定型』である旨を記載 入札・契約 施工計画書に「休日取得計画書」を添付し、現場閉所の計画を発注者に 報告 ◯│工事現場に週休2日制工事であることを記載した掲示板を設置 やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替現 場閉所日を設定し、事前に監督員と協議 毎月の履行報告時において、当該月の「休日取得実施書」を提出し、発 |注者の確認を受ける 工期内 ○│現場閉所実績を記入した「休日取得実施書」を提出 現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件で変更 契約を締結 ①4週8休以上(月単位)を達成 ⇒ 補正の変更なし ②4週8休以上(月単位)を未達成 ⇒ 補正なし О |※森林整備保全事業による発注工事の場合のみ、通期の補正を適用 ①4週8休以上(月単位)を達成 ⇒ 補正の変更なし ②4週8休以上(通期)を達成 ⇒ 通期の補正に変更 ③4週8休以上(通期)を未達成 ⇒ 補正なし 竣工

竣工後 (必要な場合)

- |竣工後、実施する週休2日制工事に関するアンケート調査等に回答
- 受注者から実施証明書(4週8休以上(月単位又は通期))の申請が ○ あった場合、発注者は実施証明書を発行
- ●は発注者の手続、○は受注者の手続